



令和 7 年 9 月 8 日

和歌山労働局長
中 山 始 殿

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣 谷 行 敏

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 7 年 9 月 8 日貴職から、令和 7 年 8 月 2 1 日付け和歌山県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する紀州有田商工会議所会頭、和歌山県地方労働組合評議会議長及び和歌山県医療労働組合連合会執行委員長からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 7 年 8 月 2 1 日付け答申どおり決定することが適当である。